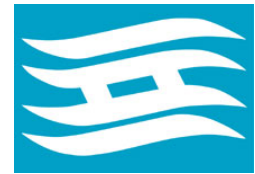


# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第8号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 財政基金貸付規則及び自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則（財政課）	2
○ 兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（社会援護課）	2
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（高齢社会課）	3
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（医療保険課）	3
○ 兵庫県立こども発達支援センター管理規則（障害福祉課）	4
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	5
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（能力開発課）	7
○ 森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則（林務課）	7
○ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（環境整備課）	7
○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する等の規則（公園緑地課）	10

## 公布された法令のあらまし

### ●財政基金貸付規則及び自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則（規則第5号）

地方自治法の一部改正により地方開発事業団が廃止されたことに伴い、地方開発事業団の字句を削る等規定の整備を行うこととした。

### ●兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第6号）

社会福祉法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

### ●介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第7号）

介護保険法の一部改正により、県は、介護保険財政安定化基金を介護保険の保険者である市町に対する保険料の未納、給付の増大等に起因する財政の不足を補うための基金事業交付金の交付及び基金事業貸付金の貸付けを行う事業に必要な費用に充てる場合以外の場合に取り崩したときは、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町に交付しなければならないものとされること等に伴い、次の関係規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則
- 2 特設水道条例施行規則
- 3 老人福祉規則
- 4 看護師学生等修学資金貸与規則

### ●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部改正により、当分の間、後期高齢者医療財政安定化基金は、後期高齢者医療に係る保険料率の増加の抑制を図るための交付金（以下「特例交付金」という。）の交付の財源に充てる場合についても処分することができることに伴い、特例交付金の交付に係る手続について必要な事項を定めることとした。

### ●兵庫県立こども発達支援センター管理規則（規則第9号）

兵庫県立こども発達支援センターの管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、診療所の診療受付時間及び診療科目等について定めることとした。

### ●兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第10号）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正による助産師学校養成所の指定基準の見直し等を踏まえ、兵庫県立総合衛生学院の助産学科の授業科目について、その充実を図りつつ、各科目間の内容の重複を解消して体系的かつ効率的に学生が履修することができるよう見直しを行うこととし、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則（規則第11号）

第9次兵庫県職業能力開発計画に基づき、新規学卒者、離転職者等多様な主体の訓練ニーズ、企業側の人材ニーズ等に対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立障害者高等技術専門学院の訓練科目等について次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県立神戸高等技術専門学院

- (1) 短期課程のOA事務科の訓練期間を1年（現行6月）とする。
- (2) 短期課程のソフトウェア管理科を廃止する。

2 兵庫県立但馬技術大学校

- (1) 普通課程の建築設計科及びシステム設計科の定員を20人（現行30人）とする。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 兵庫県立障害者高等技術専門学院

- (1) 訓練時間に係る規定を削除する。
- (2) 短期課程の精密加工科及び機械製図科を廃止し、短期課程の機械技術科及びOA事務科を新設する。

●森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）  
森林法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第13号）

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正により、法定代理人が法人である未成年者が浄化槽保守点検業者等の登録の申請を行う場合について、法定代理人である法人の役員が登録の拒否事由に該当するときも登録を拒否しなければならないものとするに伴い、当該申請に係る申請書の添付書類等について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する等の規則（規則第14号）

第2次行財政構造改革推進方策を踏まえ、県が設置する都市公園その他の公の施設のうち、その利用の中心が地元の住民による利用であること、地元の市町が当該公の施設の管理を行っていること等地元地域と密着した施設となっているもの等については、それぞれ市町への譲渡を行うこと等により廃止することに伴い、関係規則について所要の整備等を行うこととした。

規 則

財政基金貸付規則及び自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 5 号

財政基金貸付規則及び自治振興事業の助成に関する規則の一部を改正する規則

（財政基金貸付規則の一部改正）

第1条 財政基金貸付規則（昭和39年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方開発事業団」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

（自治振興事業の助成に関する規則の一部改正）

第2条 自治振興事業の助成に関する規則（昭和39年兵庫県規則第89号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「及び同法第298条第1項に規定する地方開発事業団」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 6 号

兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県社会福祉審議会規則（平成12年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。

第5条第1項中「第11条第4項」を「第11条第2項」に改め、同条第2項中「第11条第3項」を「第11条第1項」に改める。

第6条第1項中「社会福祉審議会令（昭和38年政令第248号）第4条第1項」を「社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第7号**

**介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例規則等の一部を改正する規則**

（介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「以下」を「次条、第11条及び第12条において」に改める。

附則に次の1項を加える。

（介護保険法附則第10条第2項の規定による交付金の交付の申請等）

3 介護保険法（平成9年法律第123号）附則第10条第2項の規定による交付金の交付については、第4条、第5条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第4条中「基金事業交付金（次条、第11条及び第12条において「交付金」とあるのは「介護保険法附則第10条第2項の規定による交付金（次条及び第12条において「特例交付金」と、「計画期間の最終年度の知事」とあるのは「知事」と、第5条中「前条」とあるのは「附則第3項において準用する前条」と、「交付金」とあるのは「特例交付金」と、第12条中「交付金の交付を受けた市町又は借入市町」とあるのは「特例交付金の交付を受けた市町」と、「交付金の交付又は貸付金の貸付け」とあるのは「特例交付金の交付」と読み替えるものとする。

（特設水道条例施行規則の一部改正）

第2条 特設水道条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

拗(よう)音に用いられている「よ」を「ょ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条の2第4号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

（老人福祉規則の一部改正）

第3条 老人福祉規則（昭和39年兵庫県規則第88号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

様式第1号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に、「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改める。

（看護師学生等修学資金貸与規則の一部改正）

第4条 看護師学生等修学資金貸与規則（昭和39年兵庫県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第8号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同項第9号中「及び」を「、同法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び同条第22項に規定する複合型サービスのうち同条第4項に規定する訪問看護に係るものに限る。）又は」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 8 号**

**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（平成20年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和57年法律第80号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第 4 条中「（以下）」を「（次条、第11条及び第12条において）」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（法附則第14条の 2 に規定する交付金の交付の申請等）

- 2 法附則第14条の 2 に規定する交付金の交付については、第 4 条、第 5 条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第 4 条中「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第13条第 1 項に規定する基金事業交付金（次条、第11条及び第12条において「交付金」とあるのは「法附則第14条の 2 に規定する交付金（次条及び第12条において「特例交付金」と、「特定期間の最終年度」とあるのは「当該交付を受けようとする年度」と、第 5 条中「前条」とあるのは「附則第 2 項において準用する前条」と、「交付金」とあるのは「特例交付金」と、第12条中「交付金の交付又は貸付金の貸付け」とあるのは「特例交付金の交付」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県立こども発達支援センター管理規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 9 号**

**兵庫県立こども発達支援センター管理規則**

（趣旨）

第 1 条 この規則は、兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第 16号。以下「条例」という。）第 8 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、兵庫県立こども発達支援センター（以下「センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第 2 条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることがある。

（開館時間）

第 3 条 センターの開館時間は、8 時45分から17時30分までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（遵守事項）

第 4 条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (6) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

（入館の拒否等）

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずること

ができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者  
(診療所の診療受付時間)

第6条 条例第3条第1項第1号に規定する診療所（以下「診療所」という。）の診療受付時間は、9時から11時30分まで及び13時30分から16時までとする。ただし、急を要するとき、及び知事が必要と認めるときは、診療受付時間外であっても診療の受付を行うものとする。

(診療所の診療科目)

第7条 診療所の診療科目は、児童精神科及び小児科とする。

(利用料金の額)

第8条 条例別表第1に規定する規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

第9条 条例及びこの規則の規定に基づく知事の権限のうち、条例第6条第3項第3号及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで及び別表の規定は、条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分		料 金	
診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するもの	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき4,000円	
	その他のもの	診断書のうち病状経過等の証明内容が複雑なもの	1通につき3,000円
		死亡診断書及び診断書のうち病状経過等の証明内容が簡易なもの	1通につき2,000円
		身体検査の証明その他記載内容が簡易なもの	1通につき1,500円
証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないもの	診療費明細証明その他これに類するもの	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき4,000円
		その他のもの	1通につき2,000円
	所得税に係る医療費控除のための証明その他これに類するもの	1通につき1,500円	
	通院期間の証明その他これに類するもの	1通につき1,000円	



兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

## 助産学科の授業科目等

授業科目		単位数 (授業時間数)	備考
基礎助産学	助産学概論	1	
	母子の基礎科学 I	1	
	母子の基礎科学 II	1	
	基礎助産学 I	1	
	基礎助産学 II	1	
	基礎助産学 III	1	
	基礎助産学 IV	1	
	基礎助産学 V	1	
	家族社会学	1	
	小計	9 (150)	
助産診断・技術学	助産診断・技術学 I	2	
	助産診断・技術学 II	2	
	助産診断・技術学 III	1	
	助産診断・技術学 IV	1	
	助産援助論	1	
	健康教育論	1	
		小計	8 (210)
地域母子保健		2 (30)	
助産管理		2 (45)	
助産研究		2 (45)	
臨地実習	助産診断・技術学実習 I	2	
	助産診断・技術学実習 II	4	
	助産診断・技術学実習 III	3	
	健康教育論実習	1	
	地域母子保健実習	1	
	助産管理実習	1	
		小計	12 (540)
合計		35 (1,020)	

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 1 の規定は、平成24年 4月 1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第11号**

**兵庫県立職業能力開発校運営規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款短期課程の項OA事務科の目中「6月」を「1年」に改め、同項ソフトウェア管理科の目を削り、同表兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校の款普通課程の項建築設計科の目中「1年」を「2年」に、「30人」を「20人」に改め、同項システム設計科の目中「30人」を「20人」に改める。

(兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第22号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 2 条第 2 項を削る。

別表短期課程の款精密加工科の項中「精密加工科」を「機械技術科」に改め、同款機械製図科の項を削り、同款工業デザイン科の項の次に次のように加える。

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| OA事務科 | 1年 | 10人 |
|-------|----|-----|

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第 3 条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築工学科の項中「30人」を「20人」に改め、同表メカトロニクス工学科の項中「メカトロニクス工学科」を「機械制御工学科」に改め、同表情報工学科の項中「30人」を「20人」に改める。

別表第 2 建築工学科(教育訓練期間のうち1年を超える期間を除く。)の項中「(教育訓練期間のうち1年を超える期間を除く。)」を削り、同表メカトロニクス工学科の項中「メカトロニクス工学科」を「機械制御工学科」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。



森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第12号**

**森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則**

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則(平成12年兵庫県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「第39条の 4 第 2 項」を「第39条の 4 第 3 項」に改める。

第10条中「第39条の 4 第 3 項」を「第39条の 4 第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。



浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第13号**

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 4 条第 2 号中「次条第 2 項第 1 号」を「次条第 2 項第 1 号ア」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書面

イ 申請者が条例第 5 条第 1 項第 5 号に規定する未成年者（以下単に「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）

ウ イに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）

(2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書及びその役員の略歴を記載した書面

イ アに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の略歴を記載した書面（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書面）

第 5 条第 3 項中「前項第 1 号及び第 2 号」を「前項第 1 号アからウまで並びに第 2 号ア及びイ」に改める。

第10条第 2 項第 3 号中「とき、条例」を「とき 条例」に、「第 5 条第 2 項第 2 号」を「第 5 条第 2 項第 2 号ア又はイ」に改める。

様式第 4 号中「法定代理人」の右に「・法定代理人の役員」を加える。

様式第13号（表）の部中「しゅん工年月日」を「しゅん工年月日」に改める。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 2 条 屋外広告物条例施行規則（平成 4 年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第25条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げるもの

ア 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ 申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書）

第25条第 3 項第 2 号中「前項第 1 号及び」を「前項第 1 号ア及びイ並びに」に改める。

第25条の 3 第 2 項第 4 号中「第25条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号」を「第25条第 2 項第 1 号イに規定する書面及び同条第 3 項第 1 号」に改める。

様式第13号中

「

|                            |                                          |                                                           |                                          |
|----------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人 | 住 所                                      | 電 話 (     )                      一                      番 |                                          |
|                            | 氏 名                                      |                                                           |                                          |
| 法人にあつては、その役員               | 氏                                      名 |                                                           | 役                                      名 |
|                            |                                          |                                                           |                                          |

」

を

「

|                       |                                          |  |                                          |
|-----------------------|------------------------------------------|--|------------------------------------------|
| 申請者が法人である場合にあつては、その役員 | 氏                                      名 |  | 役                                      名 |
|                       |                                          |  |                                          |



|                                    |                                 |            |     |
|------------------------------------|---------------------------------|------------|-----|
| 申請者が未成年者である<br>場合にあつては、その法定<br>代理人 | 住所(法人にあつては、<br>主たる事務所の所在地)      | 電話 ( ) ー 番 |     |
|                                    | 氏名(法人にあつては、<br>名称及び代表者の氏<br>名)  |            |     |
|                                    | 法定代理人が法人であ<br>る場合にあつては、そ<br>の役員 | 氏 名        | 役 名 |
|                                    |                                 |            |     |

に改める。

様式第14号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

様式第15号中「法定代理人」の右に「・法定代理人の役員」を加える。

(住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則(平成18年兵庫県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ 申請者が住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(以下単に「未成年者」という。)である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書)

ウ イに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書)

(2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ アに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書)

第3条第4項第2号中「前項第1号及び第2号」を「前項第1号アからウまで並びに第2号ア及びイ」に改める。

第6条第2項第3号中「第3条第3項第2号」を「第3条第3項第2号ア又はイ」に改め、同項第4号中「第3条第3項第1号」を「第3条第3項第1号イ又はウ」に改める。

様式第1号(第1面)の部中

|                                    |     |            |  |
|------------------------------------|-----|------------|--|
| 申請者が未成年者である<br>場合にあつては、その法定<br>代理人 | 住 所 | 電話 ( ) ー 番 |  |
|                                    | 氏 名 |            |  |
| 法人にあつては、その役員                       | 氏 名 | 役 名        |  |
|                                    |     |            |  |

を

|                       |     |     |
|-----------------------|-----|-----|
| 申請者が法人である場合にあっては、その役員 | 氏 名 | 役 名 |
|                       |     |     |

に改め、同様式（第3面）の部を同様式（第4面）の部とし、同様式（第2面）の部を同様式（第3面）の部とし、同様式（第1面）の部の次に次のように加える。

（第2面）

|                                  |                        |           |     |
|----------------------------------|------------------------|-----------|-----|
| 申請者又はその役員が未成年者である場合にあっては、その法定代理人 | 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 電話（ ） ー 番 |     |
|                                  | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |           |     |
|                                  | 法人にあっては、その役員           | 氏 名       | 役 名 |
|                                  |                        |           |     |
| 未成年者の氏名                          |                        |           |     |

様式第2号中「が前各号」の右に「又は次号」を加える。

様式第3号中「法定代理人」の右に「・法定代理人の役員」を加え、同様式備考1中「また、」の右に「法定代理人の役員又は」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第14号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する等の規則

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立都市公園条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、有料公園施設」を「及び有料公園施設」に改め、「(分区園を除く。)」及び「及び特定公園設備(兵庫県立西武庫公園に備え付けてある交通信号機、自転車、スライド等の交通教育設備をいう。以下同じ。)」を削る。

第 7 条から第12条までを削り、第13条を第 7 条とする。

第14条中「から第10条まで、第12条及び第13条第 2 項」を「及び第 7 条第 2 項」に改め、同条を第 8 条とする。

第15条を第 9 条とする。

別表第 1 甲号の項中「兵庫県立西武庫公園 兵庫県立神陵台緑地 兵庫県立西猪名公園 兵庫県立明石西公園」を「兵庫県立西猪名公園」に改め、同表乙号の項中「兵庫県立淡路島公園 兵庫県立北播磨余暇村公園」を「兵庫県立淡路島公園」に改める。

別表第 2 甲地の項中「兵庫県立西武庫公園 兵庫県立甲山森林公園 兵庫県立神陵台緑地」を「兵庫県立甲山森林公園」に改め、同表乙地の項中「兵庫県立赤穂海浜公園 兵庫県立明石西公園」を「兵庫県立赤穂海浜公園」に改め、同表丙地の項を削る。

別表第 3 特定公園設備の款を削る。

別表第 4 中 6 の部を削り、7 の部を 6 の部とし、8 の部から10の部までを 7 の部から 9 の部までとする。

様式第 5 号から様式第 8 号までを削る。

(兵庫県立産業会館管理規則等の廃止)

第 2 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 兵庫県立産業会館管理規則(昭和55年兵庫県規則第91号)
- (2) 兵庫県立西はりま天文台公園管理規則(平成 2 年兵庫県規則第 8 号)
- (3) 兵庫県立東はりま日時計の丘公園管理規則(平成 5 年兵庫県規則第57号)
- (4) 兵庫県立但馬全天候運動場管理規則(平成 6 年兵庫県規則第32号)
- (5) 兵庫県立笠形山自然公園センター管理規則(平成14年兵庫県規則第45号)

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。